

記入例

盛岡市指定給水装置工事事業者指定時確認書

年 月 日

氏名又は名称 有限会社 ○○設備

郵便番号、住所 〒000-1234 盛岡市○○町○○番○○

代表者氏名 盛岡 太郎

電話番号 000-123-4567

FAX番号 000-123-9999

メールアドレス suidou@morioka.jp

盛岡市上下水道局との連絡用のメールアドレスを御記入ください。(公表はいたしません。)

対象項目について、当該情報の公表に対する可否を選択してください。

① 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間 (修繕対応可能時間もご記入ください。) (公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可)
休業日: 日曜日、年末年始、GW、お盆 (その他、休業日がありましたら御記入ください。) 営業時間: 8時~18時 修繕対応時間: 8時~17時 17時以降は要相談
漏水等修繕対応の可否 (公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可) (該当するもの全てに○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です)
<input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="radio"/> 埋設部の修繕 その他 ()
対応工事種別 (該当するもの全てに○をつけてください) (公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可)
配水管からの分岐 ~ 水道メーター (<input checked="" type="radio"/> 新設 <input type="radio"/> 改造) 水道メーター ~ 宅内給水装置 (<input checked="" type="radio"/> 新設 <input type="radio"/> 改造)
冬期凍結対応の可否 (公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可)
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可 (可の場合、保有する解凍機: <input checked="" type="radio"/> 電気解凍機 <input checked="" type="radio"/> 蒸気解凍機 <input type="radio"/> 温風ヒーター <input type="radio"/> その他 ())

その他欄への、夜間・休日等の対応についての御記入も可能です。

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに盛岡市上下水道局に届出るようお願いいたします。

② 他市町村での指定の有無

指定 (<input checked="" type="radio"/> 有り <input type="radio"/> 無し) (公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可)
【指定有りの場合】 <input checked="" type="radio"/> 滝沢市 <input checked="" type="radio"/> 八幡平市 <input type="radio"/> 矢巾町 <input type="radio"/> 雫石町 <input type="radio"/> 岩手町 <input type="radio"/> 葛巻町 その他 ()

【②で他市町村指定有りとご記入した場合は以下をご記入ください。】

③ 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績

直近の受講年月日 (公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可)	修了証書の写しを添付してください。
平成29年 11月 21日 <input type="radio"/> 未受講	未受講の理由を記入してください。(非公表)
(未受講の場合、その理由) ※公表対象外	

※講習会とは、盛岡広域7市町の主催する指定給水装置工事事業者研修会(3年に1度開催)を指します。

④ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況（過去5年以内）

受講者名(公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
盛岡 太郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	平成29年7月20日
盛岡 次郎	自社内研修 ○○に関する業務研修	令和元年4月23日
上記内容の公表の可否 <input checked="" type="radio"/> 可 ・ <input type="radio"/> 不可		

受講者名は公表対象外です。

e-ラーニング、現地研修会で実施した場合、受講証や修了年月日が明示されたもの（主任技術者証）の写しなどで確認可能です。

自社内研修の場合は申し出のみとし、別途証明の書類や受講の事実を証明する資料は求めません。

当該情報の公表に対する可否を選択してください。

公表しない場合でも、情報の正確性を担保するため、証明書類の写しは必ず添付してください。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

⑤ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

※配水管からの分岐～水道メーターの工事を施行しない場合は、以下の□に✓を付けてください。

□ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため該当なし

技能を有する者の氏名(公表対象外)	配水管からの分岐～水道メーターの工事を施行しない	配水管からの分岐～水道メーターの工事を施行する	取得資格	事年度
盛岡 太郎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	給水工事技術振興財団が実施する配管技能者講習会修了者	R02
盛岡 次郎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	給水工事技術振興財団が実施する配管技能検定会合格者	R02
盛岡 三郎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	給水工事技術振興財団が実施する配管技能者認定	R02
盛岡 四郎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	職業能力開発促進法第44条に規定する1級配管技能士	R02
社員A	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
上記内容の公表の可否 <input checked="" type="radio"/> 可 ・ <input type="radio"/> 不可				

雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入してください。（氏名は公表対象外です）

資格を有していなくても、経験を有していれば記入してください。

保有している資格を記入してください。記入例のほか、試験等により与えられた配管工、職業能力開発促進法第24条に規定する職業訓練校の配管科の課程の修了者も該当します。（別紙参照）

給水装置工事に従事した年度（過去1年以内）を記入してください。

●指定時確認書の⑤「適切に作業を行うことができる技能」について

※以下のいずれかの資格を所有すると共に、配水管への分水栓の取り付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している必要があります。

- (1) 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた**配管工**（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- (2) 職業能力開発促進法第44条※1に規定する、**配管技能士**
- (3) 職業能力開発促進法第24条※2に規定する、都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の**配管科の課程の修了者**
- (4) 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する、配管技能に係る検定会の合格者
(配管技能者**講習会修了者**、配管技能**検定会合格者**、配管**技能者認定**)

【関係法令】

※1 職業能力開発促進法第44条（技能検定）

技能検定は、厚生労働大臣が、政令で定める職種（以下この条において「検定職種」という。）ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して行う。ただし、検定職種のうち、等級に区分することが適当でない職種として厚生労働省令で定めるものについては、等級に区分しないで行うことができる。

※2 職業能力開発促進法第24条（都道府県知事による職業訓練の認定）

都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、同法第19条第1項※3の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りではない。

※3 職業能力開発促進法第19条

公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設にあっては、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準）に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。

● 「適切に作業を行うことができる技能」の例

(1) 配管工 (公財)給水工事技術振興財団HPより

<https://www.kyuukou.or.jp/kenteikai/shiru-syousai.html>

認定協議会が認定した水道事業者等の資格名

資格を付与した水道事業者等	資格名	備考
1 日本水道協会北海道地方支部	配水管施工技能者(旧1級配管技工)	
2 " 北海道地方支部	サドル付分水栓・穿孔資格(旧2級配管技工(サドル有り))	
3 " 東北地方支部	1級配管技工	
4 " 東北地方支部	配管技工	
5 " 茨城県支部	給水工	
6 栃木県足利市水道局	第1種配管工	
7 群馬県太田市水道局	配管技能者	平成14年12月18日講習会修了者が対象
8 " 館林市水道部	穿孔工技術講習会終了者(不断水穿孔工事技能者)	
9 埼玉県埼玉南水道企業団(現・さいたま市水道部)	配管技能者	
10 " 熊谷市水道部	水道配管技能者	
11 " 入間市水道部	給水装置工事技能者	
12 " 三郷市水道部	給水装置工事配管技能士	
13 千葉県千葉県水道局	配管工	
14 " 柏市水道部	配管技工	
15 " 八戸水道企業団	配管工	
16 東京都三鷹市水道部	給水装置配管技能者	
17 神奈川県川崎市水道局	技能者	昭和23年1月～49年11月資格取得者及び平成14年10月5, 6, 18日講習会修了者が対象
18 " 横須賀市水道局	穿孔講習会修了者	
19 " 座間市水道部	配水管穿孔技術講習会修了者	平成12年2月23-25日講習会修了者が対象
20 日本水道協会新潟県支部	主任配管工	昭和59年6月以前の資格取得者及び平成14年9月28, 29日及び10月12, 13日講習会修了者が対象
21 " 富山県支部	配管工1種	平成13年7月4, 5日, 平成14年6月26-28日, 10月8, 9日及び平成15年2月26日講習会修了者が対象
22 " 石川県支部	配管技工	
23 " 福井県支部	給水工事配管技能者	
24 長野県長野市水道局	配管技能者	
25 " 佐久水道企業団	"	
26 静岡県掛川市水道部	配水管分岐技術者	平成4年3月25日資格取得者が対象
27 " 伊東市水道部	給水装置現場施工技能者	
28 " 浜松市水道部	配管工	昭和60年11月以前の資格取得者で登録更新時に講習会を受けた者及び昭和61年11月～平成13年2月資格取得者が対象
29 愛知県蒲郡市上下水道部	"	
30 三重県津市水道局	技能者	
31 " 四日市市水道局	"	
32 京都府京都市水道局	穿孔技術者	
33 " 舞鶴市水道部	技能者	
34 " 向日市上下水道部	穿孔技術者	平成10年5月13日資格取得者が対象
35 " 福知山市公営企業部水道課	上水道工事技能者	
36 " 綾部市上下水道部	給水工事技能者	
37 " 城陽市上下水道部	水道技能者	昭和48年2月～昭和60年3月及び平成7年11月～8年11月資格取得者が対象
38 " 宇治市水道部	責任技術者	
39 大阪府大阪市水道局	分水栓穿孔	
40 " 大阪市水道局	耐震防食型穿孔	
41 兵庫県明石市水道部	技能者	

資格を付与した水道事業者等	資格名	備考
42 " 西宮市水道局	給水装置技能者	
43 " 小野市水道部	現場責任者	
44 " 小野市水道部	責任技術者	
45 兵庫県姫路市水道局	鉄配管技能講習会修了者	平成14年12月3日及び平成15年1月21日講習会修了者が対象
46 和歌山県田辺市水道部	配管工	
47 " 岩出町水道局	サドル付分水栓取付及び各種配管実技講習会修了者	
48 " 橋本市上下水道部	配管技能者	平成12年10月20日及び平成14年11月20日講習会修了者が対象
49 鳥取県米子市水道局	配管工	
50 " 倉吉市水道局	"	
51 " 鳥取市水道局	配管技工	
52 日本水道協会島根県支部	配管工	
53 " 岡山県支部	配水管技工士	平成12年12月1日資格取得者が対象
54 " 岡山県支部	配管工技術講習会修了者	平成12年10月30日及び平成14年10月21～25日講習会修了者が対象
55 広島県広島市水道局	配管工	
56 " 呉市水道局	技術従業員	平成2年11月～8年11月資格取得者及び平成14年2月22, 25, 28日講習会修了者が対象
57 " 黒瀬町水道課	配管工	
58 " 海田町水道課	"	
59 " 熊野町水道課	給水装置配管技能者講習会修了者	平成11年10月20日講習会修了者が対象
60 山口県徳山市水道局	技能者	
61 " 光市水道局	技能工	
62 " 宇部市水道局	"	
63 " 下松市水道局	"	
64 " 萩市水道局	1級配管工	
65 " 岩国市水道局	技術講習会修了者	
66 香川県高松市水道局	分水栓穿孔資格者	平成11年3月7日講習会修了者が対象
67 " 丸亀市水道部	責任技術者	
68 " 志度町水道課	配管工	
69 " 大川町水道課	配管工	
70 " 大内町水道課	"	
71 " 寒川町建設課	"	
72 " 白鳥町水道課	"	
73 " 津田町水道課	"	
74 " 長尾町水道課	"	
75 " 引田町水道課	"	
76 愛媛県銅山川上水道企業団	1級配管工	昭和54年11月～平成11年11月資格取得者が対象
77 福岡県福岡市水道局	配管技能者	平成12年10月10日、13, 16, 18日講習会修了者が対象
78 " 大野城市上下水道局	責任技術者	
79 " 中岡市水道局	配管技能者	
80 " 田川市水道課	"	平成12年10月29日資格取得者が対象
81 " 久留米市企業局水道ガス部	2級配管技工	平成13年1月18, 19, 22日講習会修了者が対象
82 " 柳川市水道課	"	平成13年1月18, 19, 22日
83 " 筑後市水道局	"	平成13年1月18, 19, 22日
84 " 八女市水道局	"	平成13年1月18, 19, 22日
85 " 甘木市水道課	"	平成13年1月18, 19, 22日
86 " 大牟田市水道局	"	平成13年1月18, 19, 22日

● 「適切に作業を行うことができる技能」の例

(1) 配管工 (公財)給水工事技術振興財団HPより

<https://www.kyuukou.or.jp/kenteikai/shiru-syousai.html>

資格を付与した水道事業者等	資格名	備考
87	大川市水道課	2級配管技工 平成13年1月18, 19, 22日講習会修了者が対象
88	広川町水道課	" 平成13年1月18, 19, 22日 "
89	城島町環境課	" 平成13年1月18, 19, 22日 "
90	瀬高町水道課	" 平成13年1月18, 19, 22日 "
91	大和町水道課	" 平成13年1月18, 19, 22日 "
92	高田町水道課	" 平成13年1月18, 19, 22日 "
93	大木町環境課	" 平成13年1月18, 19, 22日 "
94	三潞町水道課	" 平成13年1月18, 19, 22日 "
95	三井水道企業団	" 平成13年1月18, 19, 22日 "
96	立花町環境整備課	" 平成13年1月18, 19, 22日 "
97	山川町環境衛生課	" 平成13年1月18, 19, 22日 "
98	杷木町建設課	" 平成13年1月18, 19, 22日 "
99	佐賀県佐賀市水道局	配管工 平成12年9月24日
100	熊本県熊本市水道局	給水装置工事配管技能者講習会修了者 平成12年11月27~30日
101	大分県大分市水道局	配管責任者技術講習会修了者 平成13年3月30日
102	佐伯市上下水道部	配管技能者 平成12年12月22日
103	別府市水道局	配管工技術講習会修了者 平成12年11月29日
104	宇佐市水道課	穿孔技術並びにコア挿入機実技講習会修了者 平成12年11月30日及び平成14年11月6日
105	三重町水道課	給水配管技能工 平成12年11月10日
106	鹿児島県鹿児島市水道局	配管技術者 平成12年12月23, 24日
107	栃木県国分寺町水道課	責任技術者
108	南河内町水道課	責任技術者
109	群馬県伊勢崎市水道局	配管技能者認定講習会修了者 平成14年10月16~18日講習会修了者が対象
110	桐生市水道局	給水装置分岐穿孔技能講習会修了者 平成14年10月8, 9日講習会修了者が対象
111	渡良瀬水道企業団	給水装置分岐穿孔技能講習会修了者 平成14年10月8, 9日
112	新里村水道課	給水装置分岐穿孔技能講習会修了者 平成14年10月8, 9日
113	埼玉県越谷・松伏水道企業団	責任技術者
114	千葉県市原市水道部	給水装置配管技能者
115	銚子市水道部	技能者 平成14年10月22, 23日講習会修了者が対象
116	神奈川県企業庁水道局	配管技能者分岐穿孔技術講習会修了者 平成14年2月15, 18~21, 26, 27日, 3月20日, 10月18日, 11月7, 21日講習会修了者が対象
117	長野県塩尻市上下水道局	穿孔技能講習会修了者
118	三重県伊勢市水道部	分岐穿孔技能者 平成14年6月16日試験合格者が対象
119	滋賀県草津市水道部	給水工事技能者
120	京都府長岡京市水道局	技能者
121	木津町水道事業所	給水工事技能者
122	和歌山県御坊市水道事務所	給水装置分岐穿孔技能講習修了者 平成14年7月27日講習会修了者が対象
123	有田市水道事務所	分岐穿孔技能講習会修了者 平成13年11月21日講習会
124	上富田町水道課	配管技能者講習会修了者 平成12年1月21日講習会
125	徳島県徳島市水道局	配管技能者 平成14年7月26日講習会
126	香川県坂出市水道局	責任技術者 平成14年10月25日講習会
127	愛媛県新居浜市水道局	穿孔技術者
128	長崎県長崎市水道局	給水装置工事配管技能者分岐穿孔講習会修了者 平成14年8月27~29日講習会修了者が対象
129	宮崎県宮崎市水道局	配管技能者講習会修了者 平成13年11月27, 28日及び平成14年10月8日講習会修了者が対象
130	群馬県千代田町水道課	配管工 平成14年10月23日講習会修了者が対象
131	埼玉県川口市水道局	" 平成15年1月28日
132	行田市上下水道局	給水装置技術者 平成15年3月20日
133	秩父市水道部	責任技術者 平成15年3月25日

資格を付与した水道事業者等	資格名	備考
134	千葉県八千代市水道局	配管工 平成14年11月16日講習会修了者が対象
135	神奈川県横浜市水道局	配管技能者 平成15年2月21, 28日
136	秦野市水道局	給水装置工事配管技能者 平成14年11月14, 28日
137	小田原市水道局	" 平成15年2月17, 18日
138	南足柄市上下水道部	" 平成15年2月18日
139	三浦市水道部	給水装置工事技能者 平成15年3月27日
140	真鶴町水道課	給水装置工事配管技能者 平成15年2月19日
141	松田町産業建設部	" 平成15年2月19日
142	大井町上下水道課	" 平成15年2月19日
143	湯河原町温泉水道課	" 平成15年2月19日
144	中井町上下水道課	" 平成15年2月19日
145	開成町上下水道課	" 平成15年2月19日
146	箱根町上下水道課	配管技能者 平成15年2月14日
147	静岡県清水市企業局	給水装置技術者 平成15年1月29日
148	熱海市公営企業部	責任技術者 平成15年2月25, 26日
149	愛知県高浜市水道課	" 平成15年3月24日
150	三重県桑名市ガス・水道部	技能者 平成14年10月22日
151	熊野市水道課	" 平成15年2月18日
152	鈴鹿市水道局	配管工 平成15年3月31日
153	日本水道協会岐阜県支部	給水管工 平成14年8月7, 8日, 9月3, 13, 20日及び10月1日
154	和歌山県支部	給水装置工事配管技能者認定講習会修了者 平成14年11月16, 17日
155	和歌山県新宮市水道事務所	給水工事責任技術者 平成15年2月22日
156	滋賀県守山市水道事務所	分岐穿孔技能講習会修了者 平成15年3月12日
157	五箇荘町地産整備課	給水装置工事配管技能者講習会修了者 平成15年2月18日
158	石部町上下水道課	" 平成15年3月7日
159	甲西町水道課	" 平成15年3月7日
160	水口町水道課	" 平成15年3月7日
161	土山町水道課	" 平成15年3月7日
162	甲賀町水道課	" 平成15年3月7日
163	甲南町上下水道課	" 平成15年3月7日
164	信楽町水道課	" 平成15年3月7日
165	兵庫県夢前町水道課	配管工 平成15年3月27日
166	広島県三原市水道局	分岐穿孔講習会修了者 平成14年11月27, 28日, 12月19日
167	東広島市水道局	配管工 平成14年11月23日
168	沼隈町水道課	" 平成14年11月28日
169	香川県観音寺市水道局	給水装置工事配管技能者 平成15年2月14日試験合格者が対象
170	善通寺市水道局	責任技術者 平成15年3月18日
171	国分寺町水道課	" 平成14年8月3日講習会修了者が対象
172	池田町水道課	" 平成14年11月9日
173	内海町水道課	" 平成14年11月9日
174	土庄町水道課	" 平成14年11月9日
175	愛媛県今治市水道局	給水装置工事配管技能者講習会修了者 平成14年10月22, 23日
176	宇和島市水道局	" 平成14年11月28日
177	高知県高知市水道局	給水装置工事配管技能者 平成15年3月18, 19日
178	長崎県大村市水道局	技能者 平成15年1月23日
179	佐世保市水道局	配管工 平成14年11月5~7日
180	島原市水道課	給水装置工事技能者 平成14年11月28日
181	川棚町水道課	給水装置技術者 平成14年12月6日
182	波佐見町水道課	" 平成15年1月31日
183	日本水道協会佐賀県支部	配管技能者技術講習会修了者 平成14年10月22~25日
184	大分県竹田市水道課	責任技術者 平成14年9月4日

(注) 確認講習会を実施して第6回及び第7回認定協議会において認定され、資格を付与した水道事業者等は、17、20、21、56、109~112、115、116、118、122、123、125、126、128、129及び7、21、45、48、54、104、116、130~184である。

● 「適切に作業を行うことができる技能」の例

(2) 配管技能士（職業能力開発促進法第44条に規定する技能検定）

配管技能士（1～3級）

(3) 配管科の課程の修了者（職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校）

※東北6県における配管科を有する公共・認定職業訓練校の例

県名	種類	校名
青森県	公共	青森県立弘前高等技術専門学校
		青森県立八戸工科学院
		青森県立むつ高等技術専門学校
岩手県	公共	岩手県立産業技術短期大学（水沢キャンパス）
	認定	花巻高等職業訓練校
		北上高等職業訓練校
		江刺高等職業訓練校
		一関高等職業訓練校
		東磐高等職業訓練校
		釜石高等職業訓練校
		遠野高等職業訓練校
		宮古高等職業訓練校
久慈高等職業訓練校		
秋田県	認定	(株)エイジェック秋田雇用開発センター
宮城県	公共	宮城県立仙台高等技術専門学校
		宮城県立石巻高等技術専門学校
	認定	大崎地域高等職業訓練校
福島県	認定	内藤工業所高等職業訓練校